

固定資産税課税免除申請提出書類確認表

- 申請期間は毎年1月4日～1月31日(祝日・土日除く)となっています。
(郵送の場合は1月31日消印有効)
- 紙文書1部並びに提出書類一式を電子データ化(PDFやエクセル形式)したものをEメールで送信、またはCDやDVDに記録して提出して下さい。(USB不可)
- 新規の申請と継続の申請がある場合は、固定資産税課税免除申請書(様式第2号_下表NO.1)をそれぞれ提出して下さい。

(共通)

NO.	提出書類	新規 増設	継続	備考	check
1	固定資産税課税免除申請書(様式第2号)	○	○		
2	青色申告法人又は個人が確認できる書類	○	○	法人: 青色申告書(写) ※法人税法施行規則別表1(1) 個人: 確定申告書(写) 青色申告決算書(写)	
3	定款(写)	○	△	「継続」: 変更があった場合のみ	
4	決算報告書等	○			

(家屋)

5	建築確認通知書及び検査証(写)	○			
6	建築請負契約書(写)	○			
7	家屋の登記簿謄本(家屋)(写)	○			
8	法人税施行規則別表第16表「減価償却資産の計算に関する明細書」(写)	○			
9	対象資産の写真・地籍図・平面図等	○		該当面積の確認ができるもの	

(土地) ※土地取得後1年以内に課税免除対象家屋等建設の着工があった場合に限る。

10	登記簿謄本(土地)(写)	○			
11	土地の売買契約書(写)	○			
12	家屋建設の着手届等(写)	○		着工年月日を証明できるもの	

(償却資産)

13	法人税施行規則別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」(写)	○			
14	償却資産機能、客観的生産能力を示す資料・生産工程図・写真	○		写真に番号を付し、申請資産がその事業に供しているか分かるよう機能や役割等の説明を記載する	
15	償却資産の配置図	○		当該資産の位置や場所が確認出来るよう上記No.13の番号を図面に明示	
16	生産工程表及び完成品に関する資料等	○		生産工程における当該資産の役割・機能を示す資料及び生産工程図・写真等	

(その他)

17	会社概要パンフレット等	○			
18	賃貸契約書(写)	△		賃貸物件の場合のみ	
19	沖縄県知事への認定申請書の(写)	△		【旧法適用】産業高度化・事業革新促進地域制度の場合のみ	
20	沖縄県知事からの認定通知書の(写)	△			

(対象資産の取得日が令和4年8月1日以降の場合)

21	各制度の措置実施計画認定申請書(写)	○			
22	各制度の措置実施計画認定通知書(写)	○		認定日、対象資産が確認できるもの	
23	各制度の主務大臣への確認申請書(写)	○			
24	各制度の主務大臣からの確認書(写)	○		確認日、対象資産が確認できるもの	

◎申請書類提出先

宜野湾市役所 市民経済部 産業政策課

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 TEL: 098-893-4411 (内線2812)

Eメール: Shimin07@city.ginowan.okinawa.jp ※メール提出後はお電話でもお知らせ下さい。